

「商品 CFD 取引契約締結前交付書面・注意喚起文書」新旧対照表

2020年9月1日（下線部分変更）

新	旧
<p><u>カバー取引について</u>                      当社のカバー取引は下記の外国法人を相手方とするか取次ぎ先とし、下記の外国金融商品市場を執行先として行います。</p> <p>（取次ぎ先）                      商号又は名称：インタラクティブ・ブローカーズ・グループ                      (Interactive Brokers Group. Inc)                      業務内容：証券業、先物取引仲介業務等                      監督を受けている当局の名称：米国証券取引委員会（SEC）、米国商品先物取引委員会（CFTC）</p> <p><u>商号又は名称：フィリップフューチャーズ(Phillip Futures Pte Ltd)</u>                      業務内容：先物取引仲介業務                      監督を受けている当局の名称：シンガポール金融管理局(MAS)</p>	<p><u>カバー取引について</u>                      当社のカバー取引は下記の外国法人を相手方とするか取次ぎ先とし、下記の外国金融商品市場を執行先として行います。</p> <p>（取次ぎ先）                      商号又は名称：インタラクティブ・ブローカーズ・グループ                      (Interactive Brokers Group. Inc)                      業務内容：証券業、先物取引仲介業務等                      監督を受けている当局の名称：米国証券取引委員会（SEC）、米国商品先物取引委員会（CFTC）</p> <p><u>（新設）</u></p>

以上